

第4回：「人を殺すと必ず殺人罪で罰せられるか」

～ 刑罰とは何か～

2005.07.30. 佐藤 敬二

はじめに

1) 前回のまとめ

環境保全 民事上の損害賠償・差止命令、行政上の諸措置
条例・協定・要綱（指導） 拘束力の問題

2) 前回の感想文から

難しい問題 法的議論は全て単純に白黒はつけられない問題

3) 前々回・前回と今回の関係

前々回・前回の感想として、法的に禁止すべき、との意見が多い
禁止することがいいことなのだろうか、を考えてもらいたい

前々回は町中の事例 前回は新聞記事 今回は判決文、を素材とする

* 講義テーマ：「人を殺すと必ず殺人罪で罰せられるか」

1. 事例から（[資料1]参照）

*最初の10分間で、判決文を読んでください。
前半の講義は、その内容を質問する形ですおすすめ。

Q1

判決文は、「事実認定・判断基準の選択・あてはめ」の構造である。
二つの判決の、「事実認定」、「判断基準」、「あてはめ」の部分は
それぞれどこでしょう。

資料1]

法律文
の構造

*本件は、「量刑」が論点となっているため、上の構造の後に、更に量刑につい
ての判断が加わっている。

Q2

「事実認定」の概要を教えてください。

事実
認定

Q3

「法的判断基準」として挙げられている法律条文は何ですか。

判断
基準

Q4

「あてはめ」の結果はどうなりましたか。

あて
はめ

Q5

「量刑」は二つの判決でそれぞれどうなっていますか。

量刑

Q6

「量刑」判断が分かれた原因はどこにありますか。

2. 殺人罪

< 刑法 199 条 >
人を殺した者は、死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処する。

199 条

1) 特徴

1. 殺人に至った原因を問わず、一つの規定 cf. ドイツ
2. 法定刑の範囲が極めて広い

2) 関連条文

1. 刑の種類：死刑・懲役・禁固・罰金・拘留・科料
2. 減軽

9 条

必要減軽：過剰防衛、法律の不知、心神耗弱、自首、未遂、自白 等
酌量減軽：情状酌量により

36 条他

66 条

減軽方法：死刑 無期又は 10 年以上、無期 7 年以上、有期 半分

68 条

3. 執行猶予：3 年以下の懲役刑、以下の刑なら、執行を猶予できる

25 条

4. 少年法：18 歳未満は、死刑を無期、無期を 10 年以上 15 年未満に

51 条

5. 尊属殺：重罰規定 違憲判決 削除

200 条

尊属の殺人は死刑又は無期懲役 二回減軽しても執行猶予がつかない

3) 執行猶予

1. 3 年以下の懲役又は禁固、又は 50 万円以下の罰金
1 年以上 5 年以下の期間、執行を猶予できる
2. 猶予期間中：普通の者と同様の生活
但し、保護観察、執行猶予の取消事由
3. 猶予期間の経過 刑は効力を失う
つまり、「前科 犯」の前科が消える

3. 少年法

* 詳しくは大学で学習してもらいたい

1) 概要

1. 犯罪を犯した 20 歳未満の少年は、成人とは別の手続きを経る

資料 2]

2. 年齢別

- a. 14 歳未満：刑罰を受けない
- b. 14 歳以上：逆送される 刑罰を受ける（中学生）
- c. 16 歳以上：逆送が原則
- d. 20 歳以上：刑法適用

刑 41 条

2) 趣旨

少年の健全育成の理念

1 条

少年は少しのきっかけで変わるし、成長する

3) 厳罰化議論

1. 「少年犯罪の増加・凶悪化」という嘘の流布

資料 3]

2. 2000 年法改正

- a. 逆送対象を 16 歳から 14 歳に（刑法と同じに）
- b. 16 歳以上は逆送を原則に（原則・例外の逆転）
- c. 重大事件では、審判に検察官が出席
- d. 被害者の意見陳述、記録閲覧

3. 法改正議論

- a. 触法少年（14 未満）への警察の調査権限、児童相談室長の送致義務
- b. 保護観察の権限強化
- c. 20 歳未満を 18 歳未満に

4. 処罰の是非

- 1) 刑罰の目的 = 応報 / 一般予防 / 特別予防
この目的に照らして、本件の場合はどうか
- 2) 刑罰以外の問題
高齢者 / 障害者
この事情に照らして、どのように考えるべきか



本件の場合に、処罰することをどう思いますか。
処罰する場合に、地裁・高裁のいずれの判断を支持しますか。

[参考文献]

- 少年法にかかわって
葛野尋之『「改正」少年法を検証する』(日本評論社、2004年)
少年犯罪にかかわって
石井小夜子『少年犯罪と向き合う』(岩波新書、2001年)
鮎川潤『少年犯罪 - ほんとうに多発化・凶悪化しているのか』(平凡社新書、2001年)

[資料2：少年事件の手続き] 出典：愛知県弁護士会「付添人（弁護士）の勧め」

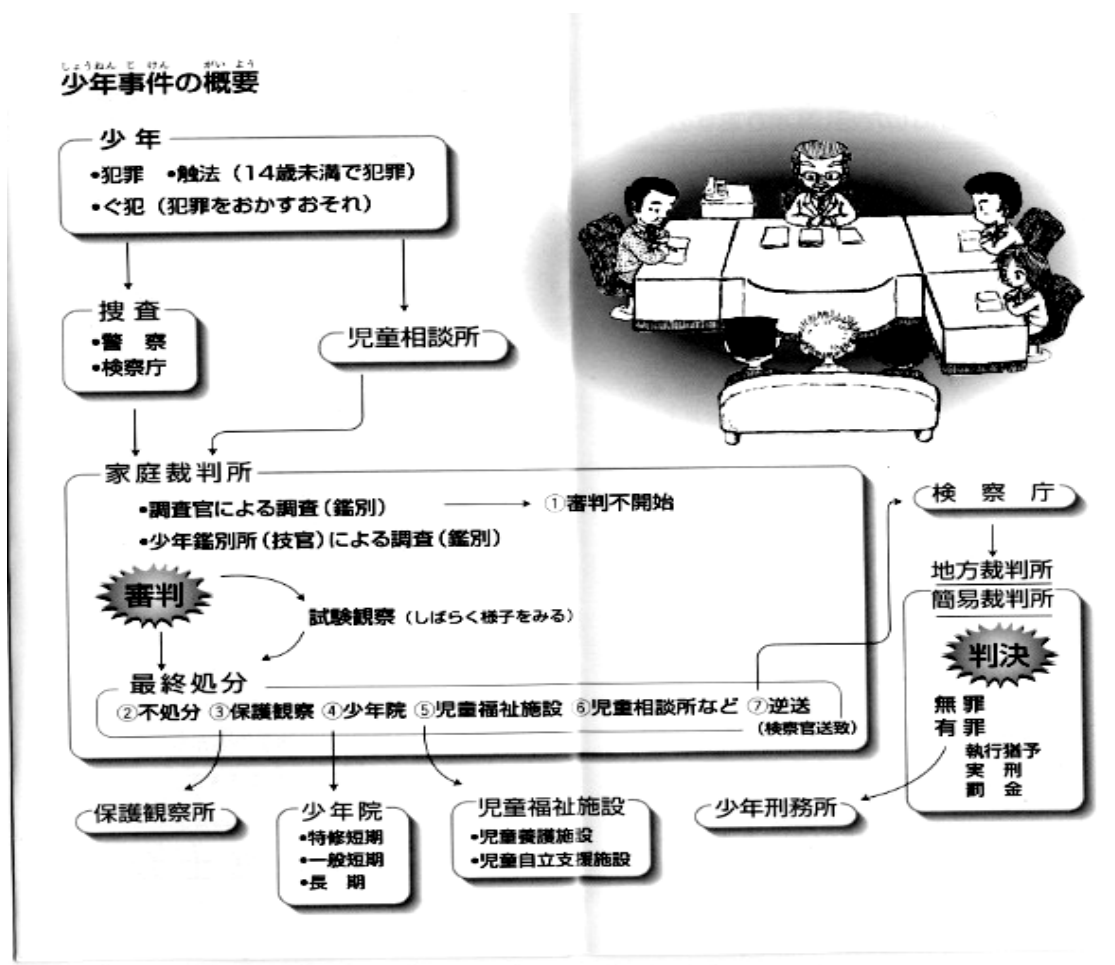
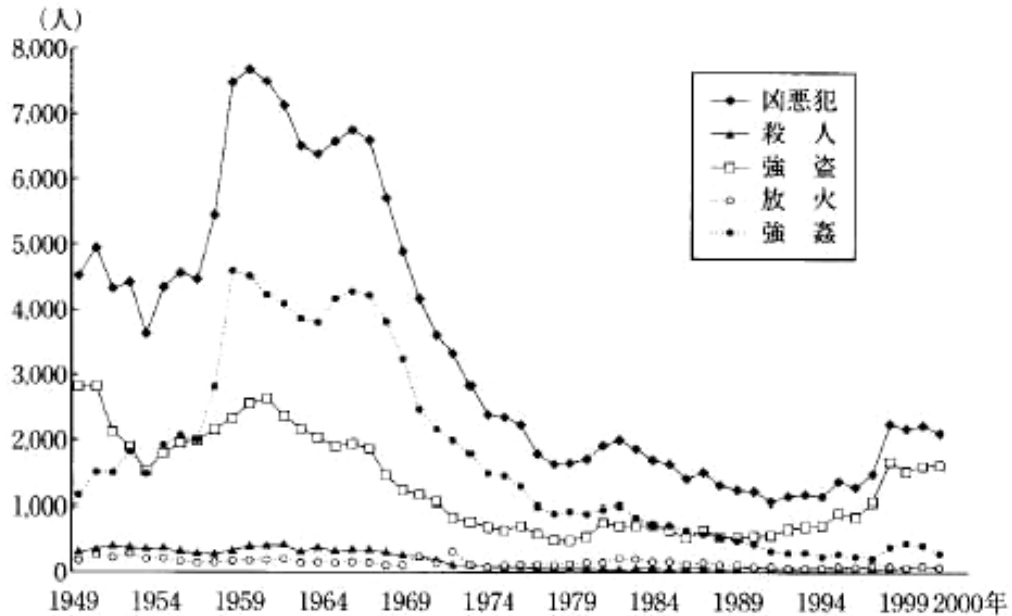


図3



* 増加論

- ・成人の刑法犯と比較して少年犯罪の比率が高くなっている
成人の刑法犯が減少しているため、相対的に少年犯罪の比率が高くなっている
少年犯罪自体が増加しているわけではない
- ・少年犯罪は減少していない
同様の事件でも、過去であれば検挙されなかったのが、検挙するようになった

* 凶悪化論

マスコミが悪質化しているだけで、根拠はまったくない。
むしろ、過去の方が凶悪犯は多数

レポート作成

テーマ：「本日の講義で学んだこと」

- 1.用紙 : 試験の解答用紙(裏面も使用してかまわない)
- 2.作成時間 : 20分
- 3.提出先 : 佐藤

《担当者自己紹介》

氏名：佐藤 敬二(さとう けいじ)
専門：社会法(労働法・社会保障法)
連絡先：satokei@law.ritsumei.ac.jp
WebPage URL：http://www.ritsumei.ac.jp/~satokei/